

## ○佛教大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

大学における学術研究は、国民からの信頼と負託によって支えられており、研究費の適正な管理運用が社会的責務として求められている。

とりわけ公的研究費等の不正使用は、本学のみならず、我が国の学術研究に対する国民の信頼をも揺るがすものである。

このことを踏まえ、本学は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、国民の信頼を確保するため、公的研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の職員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 職員は、公的研究費等が国民の税金等で賄われていることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚しなければならない。
- 2 職員は、公的研究費等の使用にあたり、関係する法令・通知および本学が定める規程、事務処理手続きおよび使用ルールを理解に努め、研究計画に基き効率的且つ適正に執行しなければならない。
- 3 職員は、公的研究費等の使用にあたり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 4 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 職員は、研究倫理教育を受けることにより、研究不正を起こさないよう心がけなければならない。

### 附 則

第1条 本規範は、平成26年7月15日から施行する。

第2条 本規範は、令和3年4月1日から改正施行する。